

令和2年2月14日
米子市防災安全課

米子市原子力発電所環境安全対策協議会について

1 目的

島根原子力発電所の稼働が周辺の環境に及ぼす影響、原子力発電所の安全対策等を把握することにより、市民の安全及び健康の確保に資すること。(要綱第1条)

2 設置の経緯

- 平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国によって、米子市の一部が緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として定められた。
- 平成23年12月25日、鳥取県、米子市及び境港市が、中国電力株式会社と「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」を締結した。
- 中国電力株式会社による、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査申請、同1号機の廃止決定等の動きを受け、米子市において、原子力発電所の周辺環境への影響や安全対策等を把握するとともに、市民の様々な意見を聴取するため、平成28年2月18日に設置した。

3 これまでの開催実績

平成28年2月18日から計6回開催。議題は、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、同2号機の審査状況について、同3号機の新規制基準適合性審査申請についてなど。

これら6回の開催には、鳥取県及び境港市との合同会議も含まれており、議題によっては、このような合同会議を開催することとしている。

米子市原子力発電所環境安全対策協議会要綱
(設置)

第1条 中国電力株式会社島根原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の稼働により周辺の環境に及ぼす影響、原子力発電所の安全対策等を把握することにより、市民の安全及び健康の確保に資するため、米子市原子力発電所環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 原子力発電所の稼働により周辺の環境に及ぼす影響、原子力発電所の安全対策等を把握するために必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各種関係団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
- (2) 公募により選定した団体（前号の団体を除く。）に属する者のうちから市長が委嘱する者
- (3) 市長
- (4) 副市長
- (5) 教育委員会教育長
- (6) 消防団員のうちから市長が任命する者

3 前項第1号、第2号又は第6号に掲げる者として充てる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの1人が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は助言を受けることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に第3条第2項第1号、第2号又は第6号に掲げる者として充てる委員の任期の末日は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。